

岩手県監査委員告示第 26 号

監査結果の公表（平成 20 年岩手県監査委員告示第 17 号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成 20 年 7 月 11 日

岩手県監査委員 中 平 均

岩手県監査委員 工 藤 勝 子

岩手県監査委員 菊 池 武 利

岩手県監査委員 谷 地 信 子

1 監査対象機関名 岩手県立前沢養護学校

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成 20 年 2 月 5 日

(2) 本監査実施日 平成 20 年 3 月 14 日

3 監査結果の公表の日 平成 20 年 5 月 9 日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
勤勉手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが 1 件、35,662 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より少なく支給していた勤勉手当については、平成 20 年 2 月 5 日に修正入力を済ませ、平成 20 年 2 月 15 日に追給の事務処理を完了した。 今後は、チェック体制の一層の強化を図り、再発防止に努める。